

窓

第 11 号
 題字 村山慶吉
 発行
 なにわ橋法律事務所
 大阪市北区西天満1丁目2番5号
 大阪Jビル12階
 電話 06-6364-0241
 津 田 禎 三
 編 集 考
 北 野 了



亡き父のいふこと

津田 禎三

私達の事務所の創立者（一九一五年、大阪弁護士会、登録。）であった父は、八七歳まで、毎日事務所に出ていました。いつも母が一緒でした。

若い頃の父は、厳しいというより怖い存在でした。こんなことがありました。何が原因であったか記憶にないが『おまえのような男は生かしておく訳にはいかん。世に害を流す。』と言うなり床の間に立て掛けてあった日本刀を抜き放ちました。私は、とっさに中庭の回り廊下に飛び出し、親父を見つめて逃げたときの恐ろしさは今も忘れません。父、四六歳。私が小学校四年生のときでした。

父は、私が三歳のとき、今でいう

暴力団で、鳶職を生業としていた名のある組の、大阪市に対する請負代金を差押えました。これが大事件に発展し一歩も引き下からぬ父に業を煮やした相手方は、当時居宅でもあった事務所を、毎日朝開けてから夕方表戸を閉ざすまで組幹部らによって占拠しました。五人の子は夫々親類に預けられ、私は、唯一人紀州の山村にある母の実家に連れて行かれました。事件は、その後、顧問先であった大林組二代目社長の肝入りと天満警察署長の介入で二ヶ月にして和解が成立。兄や姉は、早々と家に連れ戻されましたが、どういうわけか私は、小学校に入るまで紀州の山奥に捨て置かれました。厳しい祖母

の目をかすめての自由気ままな奥山生活が私の根性を鍛えてくれました。大阪に呼び戻しはしたが、並の悪戯鬼でない私に手を焼いた父は、小滝晃良という還俗禅師の道場で毎晩のように座禅を組ませました。日本刀騒動があった後のことです。

この頃の父の一日は、早朝六時に始まります。起床の中で独特の体操で全身を解きほぐし、洗面が終わると仏壇の前に正座し、声高らかに読経が続きます。その後は服装を替えて朝の散歩。老松町界隈からお初天神周辺まで足をのびします。夜もコースを変えて歩きます。風雨の強い日には雨合羽姿で強行し、一日も欠かすことはありませんでした。「老松町の先生」と親しまれた父の散歩は、老後、武庫之荘へ居を移してからも続きました。

私が中学校卒業を目の前にして退学処分になったときも、大学二回生で戦場に狩り出されることになったときも、父は、この次第を説明する私の顔を瞬きもせず、じっと見つめていました。言葉がなかっただけに、そのときの涙した父の眼を忘れることが出来ません。

私は、戦中戦後の挫折と放浪、抵抗と闘争の生きざまに終止符を打ち、長年経営した会社を整理（一九五四年三月）し、弁護士になろうと決意

なにわ橋法律事務所

パートナー
 弁護士 津田 禎三

パートナー
 弁護士 津田 尚廣

弁護士 新井 教正

弁護士 北野 了考

弁護士 野中 徹也

客員
 弁護士 戸根 住夫

事務長 小野 和也

事務員 大西 敦子

〃 津田 典子

〃 藤井 秀一

〃 木村 和由

〃 上久保香奈



父・勅の胸像
奈良 青雲 作

しました。父六九歳、私が三四歳のときでした。無謀な息子が弁護士に挑戦すると聞いた父は、「やつと、その気になったか。」とひとこと言ったまま長い無言が続きました。沈黙の後に出た父の言葉は凄まじいものでした。

「お前は弁護士になることを嫌い商人の道を選んだ。商人は金を追いかつて利を求めろが悪ではない。然し、弁護士が金に心を奪われると悪につながる。」「会社は幾つ潰しても又やれば、なれん。落ちても落ちても死ぬまでやる覚悟があるなら、やれ。」私の顔を見つめる父の思ひは、それからの私を決定的に支えてくれました。

父 勅つよしの語録

1 『尾立てに乗れ』は津田家の家訓。
2 『立派な弁護士と優れた医師を友人に持つ者は、幸せな後半生が約束されている』これは英国の古

た。怖い父でしたが、その奥に流れる暖かい血のようなものが、私の身体を包んでくれるのを感じました。その後、私は、八五歳のこの年まで、父の背中を見つめ弁護士一途に生きてきたという思いがあります。『護法院殿徹眞正勅大居士』これは父の戒名です。享年九一歳。

3 弁護士は頭より脚が大事。現場も踏まずに依頼者の利益が守れると思うな。
4 証拠がなければ勝てない。これが民事裁判の鉄則や。
5 法律とは、こんなに難しいものか、分からんことばっかりやとなつて、初めて一人前の弁護士と言える。
6 法律は枯木をしがむようなもの。十年噛みしめて、やつと味が出てくる。
7 酒の飲み方も分らんで、人の心が分かるか。遊ぶとは、自分の金で女を遊ぶこと。
8 反対尋問は、弁護士活動の華だが、敵性証人に対するより、自分の依頼人に対する反対尋問こそ大事。

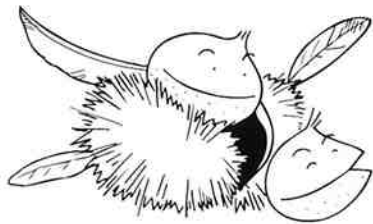
9 裁判官を、うん、なるほど納得さす書面は難しい。少なくとも三度は書き直せ。
10 一件記録を大事にせん奴は、えらい日に遭う。
11 事務所の男便所に、墨痕鮮やかにこんなことが書かれた張紙がありました。

「急ぐとも

心静かに手を添えて

あざに零すな

松の下露 所主
ユーモアもあり気配りの行き届いた、優しい父でもありました。
(つだ ていぞう)



行くぞチャンス

津田 尚廣



1

六代目笑福亭松鶴の一八番で相撲場風景という話がある。相撲を観戦しているけったいな観客達の様子を演ずるのであるが、「じょんじょろりん、じょんじょろりん」の件は馬鹿受けであった。そこで、今回は甲子園球場風景を書いてみる。

2 二〇〇三年、我らの阪神タイガースが優勝した年から、北野弁護士と阪神甲子園球場の年間予約席を購入し、全試合とはいかないが結構な試合数を見に行っている。阪神ファンの間では、甲子園球場は聖地と呼ばれており、一生の間に一度は行ってみたいところである。ちなみに「六甲嵐」は国歌で

ある。五回裏の阪神の攻撃が終わると国旗（球団旗）を掲揚して、国歌を斉唱するのが甲子園球場の古くからの習わしである。我らのタイガースは立派な球団であるが、ファンはそうとも言えず、かなり変わった人も少なからずいる。

購入した席はライトスタンドであり、いわゆるコアなファンが集まるところである。自分で作った独自のコスチュームを身にまとい、オリジナルのダンスを踊りながら応援するおばちゃんをテレビのドキュメンタリー番組で見た方もおられると思うが、あのおばちゃんがいるところである（日本ハムとの試合で札幌ドームのテレビ中継におばちゃんが映っていたのは驚いた）。

この他にも「DOIGAKI」の名前の入ったジャージを着たサングラスのおじさんも有名である。土井垣武は、ダイナマイト打線の五番を担った名物捕手である。ライトスタンドの土井垣氏は、ナイ

ターゲームでも真っ黒なサングラスをしており、阪神の攻撃の時、選手のヒットイングマーチではない、何かをがなりながら、パワフル且つ奇妙奇天烈なたこ踊りで応援されている。北野弁護士によれば、土井垣氏は当事務所の登記関係の仕事をやってもらっている岸元司法書士によく似ていると言いつけるので、我々の間では土井垣氏のことを岸元先生と呼んでいる。

我々の席の後ろも年間予約席のようであり、いつも女性二人が来ている。二人の会話の内容を聞いていると、二人はどうもOLのようであるが、その応援はすさまじい。とにかく下品である。具体的にどのようなことを怒鳴っているのかは到底ここでは書けない。あれでは彼氏はできないのではないかとと思うが、だから甲子園に通っているのかもしれない。なお、私も北野も怖くて二人がどんな顔しているのかついに見たことがない。

3 応援のスタイルは球団ごとに違う。例えば、広島カープの場合、ファンは応援歌を歌いながら、立ったり座ったりする独特の応援スタイルで、きわめてパワフルである。一度やってみよう。

一 二球団の中で、もっとも迫力がある応援はタイガースであるが、

その次は意外にも（失礼）千葉ロッテマリーンズだと思ふ。甲子園球場の場合、観客の大半が阪神ファンであり、相手チームの応援団は、レフトスタンドの一面にひっそりとしているだけであるが、交流戦のとき、かなりたくさんさんのロッテファンが来ていた。関西で私はロッテファンですという人を見たことがないので、熱心なファンが関東から来たのだと思う。全員が黒のロング法被を着ており、統率のとれた応援をしていた。阪神の応援も、私設応援団の指揮下、統率はとれているが、ファンの格好はみんなばらばらである。法被やジャージを着ている人もいれば、スーツ姿のサラリーマンもいるし、かなり場違いなホットパンツのお姉さんがたまにいる。ロッテファンの黒で統一された一糸乱れぬ応援スタイルはやや不気味であり、ファシズムを感じるのは私だけだろうか。

4 二〇〇三年、タイガースはやはり残したことがある。私も福岡ドームまで行ったが、あれはつらかった。周りがすべてダイエーファンの中で、妻と二人だけで声の限り応援したが一三対〇で負けた。

この原稿を書いている段階では阪神は首位である。今年我らのタ

イガースがセントラルを制すことは確信している。パシフィックは、できればホークスが勝ち上がってくることを願っている。そして目

指すは日本一である。

さて、それではそろそろ甲子園に行きましようか。

(つだ なおひろ)

ド 報

告

新井 教正



1 私事ではございますが、結婚しましたので、ご報告させていただきます。ロマンティストの私らしく、平成一六年一二月二四日のクリスマススイブに籍し、平成一七年一月二二日に、ハワイ・オアフ島のパラダイスコープ教会で式を行いました。海辺に建つ全面ガラス張りの教会で、厳かな雰囲気の中、ウエディングドレスを着た妻（まゆみ）の姿を見たときは、「なんて綺麗なんだ」と感動してしま

いました（惚気て申し訳ありません）。両家の両親・新郎新婦の姉妹に加え、後輩思いの津田尚廣弁護士夫妻もわざわざハワイまで駆け付けてくださり（結婚式への参加はハワイ旅行の口実という噂もあります）、多くの方の祝福のもと、式を挙げることができました。

2 また、平成一七年六月二二日は、計算が合わないものの、待望の第一子（女の子）が誕生しましたので、あわせてご報告させていただきます。名前は「真珠」（しずく）と言います。幸運にも出産に立ち会うことが出来たのですが、ひょっこり出てきた時には、何とも言えない幸福感に包まれると同時に、責任の大きさに身の引き締まる思いがしました。最初に出

て来た時は皺くちゃだったため、正直、「女の子やのに、こんなにブサイクで大丈夫かいな」と不安になりましたが、時間の経過とともに顔立ちもはつきりとしてきて、今では本当に可愛らしくなっておりますので、ほっと胸を撫で下ろしています（親バカで申し訳ありません）。

3 このように、今年は私の人生における大きな節目となったわけですが、仕事面では、弁護士業界もいよいよ本格的な競争時代に突入し、また、来年施行予定の新会社法に代表されるように、社会経済情勢の変化に対応して、新法の制

定・法律の改正が頻繁に行われる等、弁護士を取り巻く環境も著しく変化しております。家族も出来たことですし、かかる弁護士を取り巻く環境の著しい変化に対応すべく、また、依頼者の方々により上質なリーガルサービスを提供すべく、今まで以上に努力していくつもりでおりますので、今後とも、よろしく願っています。

(あらい のりまさ)



「動産譲渡登記制度」

北野 了考



1 「動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律」（債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律）が平成一六年十一月二五日に成立し、同年一二月一日に公布されました。平成一七年一〇月頃に施行予定ですが、同法により、法人が行う動産の譲渡に関して、登記により對抗要件を具備することが可能となります。

2 従前から、不動産担保や個人保証に依存することなく、原材料・在庫商品あるいは機械設備等の動産を担保目的で譲渡することにより資金調達をしたいという要請が

ありました。しかしながら、現行法の下で、譲渡人に占有を止めたまま動産譲渡担保を設定する場合、外形上その存在が判然としない占有改定により對抗要件を具備するほかに、後日、同一動産を取得する者が現れた場合、占有改定の有無、先後をめぐり紛争が生じるおそれがありました。動産譲渡登記制度は企業の資金調達を円滑化するという目的で成立したのです。

3 新しく導入される動産譲渡登記制度の概要は次のとおりです。

①登記の対象 企業の資金調達の円滑化を図るといふ制度趣旨から、登記対象は法人が行う動産譲渡に限定されています（二条一項）。なお、対象動産は個別動産が集合動産かを問わず、また、譲渡の目的も担保目的の可否を問いません。

②登記の効力 動産譲渡につき登記がなされると、当該動産について民法一七八条の引渡があつたものとみなし（二条一項）、

動産譲渡に関する對抗要件が具備されます。仮に、同一動産について動産譲渡登記が競合した場合には、登記の先後により譲受人相互の優劣が決められ、また、動産譲渡登記と民法一七八条の引渡（占有改定含む）が競合した場合には、登記された時と引渡がされた時の先後により優劣が決められることとなります。

③登記手続 動産譲渡登記は譲渡人と譲受人の申請により動産譲渡登記ファイルに記録することとされますが（七条、別記）、登記事項の概要を記録した動産譲渡登記事項概要ファイルを譲渡人の本店等の所在地の登記所に備え（一二条）、開示する制度（概要記録事項証明書の交付）も創設されました。登記事項証明書と異なり概要記録事項証明書の交付は何人でも請求できる（一三条一項）ため、ある企業から動産譲渡担保の設定を受けようとする場合、概要記録事項証明書の交付を請求することで、その企業につき動産譲渡登記が存在するか否かを独自に調査できます（但し、概要記録事項証明書では譲り受けようとする当該動産が従前の譲渡の対

象になつていないか否かまでは確認できません）。

4 問題となるのは、動産譲渡登記がなされた動産を後日譲り受けた者につき即時取得（民法一九二条）が成立し、同人に対し譲渡担保権を主張し得なくなるか否かです。これは、動産の譲受人が譲渡人に対し登記事項証明書の提示を求めなかつたことをもって、過失が認められるか否かにかかります。この点、対象となる動産や取引の様相が様々であることから、一般的な規定は設けられておらず、即時取得の成否（過失の有無）は最終的に裁判所の判断に委ねられます。もつとも、迅速性を求められる動産取引の世界において、逐一登記を確認するよう要求するのは酷ですから、登記事項証明書の提示を求めなかつたことだけをもって過失ありと認定するのは困難かもしれません。

5 もつとも、動産譲渡登記により動産譲渡担保権を設定した場合、従来の占有改定型のそれと異なり、譲渡担保権の存在および目的動産の特定が登記事項証明書という公文書により立証されます。企業に信用不安が生じ、動産譲渡担保権を実行するにあたって必要となつる動産引渡訴訟や占有移転禁止

等の仮処分において、登記事項証明書は立証・疎明をする上で大きな武器となるでしょう。したがって、施行後は、動産譲渡登記が積

極的に利用されることと思われるま
す。

以上
(きたの あきたか)

約一年を振り返って

野中 徹也



も、日々法律の改正や制定が行われ、新たな判例も生まれています
が、なかなか全てについては把握
できていないのが現状です。その
中で、つい最近下された判例の中
で印象に残った判例についてお話
させていただきます。

1 この原稿を書いている時点で、
私が弁護士となって約九ヶ月が経
過しておりますが、「所窓」が皆様
のお手に届く頃には、私が弁護士
となって一年が経過していること
と思います。

原稿を書きながら、本当に一年
というの早いなあと思感すると
ともに、この一年の間に少しは成
長したのかと自分に問い直してし
まいます。

2 さて、私が弁護士になってから

その判例とは、平成一七年七月
一九日の最高裁判例です。この判
例は、消費者金融業者に対する過
払金請求事件に関するものですが、
消費者金融業者の取引履歴の開示
義務を認めて、開示に応じなかつ
た被告に対し、慰謝料の支払を命
じました。

3 ところで、皆様は「過払金」と
いう言葉をご存知でしょうか。

「過払金」という言葉は弁護士
としては、よく耳にする言葉です
が、一般の方はあまりご存じない

かもしれません。

「過払金」についてご理解いた
だくためには、まず、利息制限法、
出資法及び貸金業法の3つの法律
について説明しなければなりません。

4 利息制限法は、消費貸借契約

(いわゆるお金の貸し借り)にお
ける利息の上限を規定する法律で
す。利息制限法上は、利息の上限
を貸出額に応じて年利一五%から
二〇%と定めており(同法第一條

第一項)、判例上も利息制限法の
制限を超える利率を定める条項は
無効とされています。そのため、
借主が利息制限法の利息を超える
利息を払った場合、支払った利息
の制限超過部分を順次元本に充当
させることで、残っている元本債
権をそれだけ減らすことができます
。その結果、元本が完済された
後にもさらに支払った金銭につい
ては、借主は、不当利得として、
貸主に対して、返還するよう請求
することができます。このように、
超過利息を元本に順次充当して計
算しなおした結果、払い過ぎてい
た支払分を「過払金」といいます。

なお、払いすぎていなくても、
超過利息を元本に充当していくの
で、元本は減少することが通常で
す。

通常、いわゆる消費者金融業者
は、利息制限法の制限を超える二
九%前後の金利で貸付を行います。
そうすると、利息制限法の制限を
超える利息の支払いは無効である
のに、なぜ、消費者金融業者が、
利息制限法を超える利息をとるこ
とができるのかという疑問が生じ
ると思います。

これは、以下の出資法と貸金業
法という二つの法律が存在するか
らです。
まず、出資法は、年利二九・二
% (閏年の時は、二九・二八%)
を超える利率の約定をした場合、
貸主に刑事罰を課しています。す
なわち、利息制限法には、刑事罰
の規定がないため、利息制限法の
利率を超えて利息をとったとして
も、出資法の定める年利二九・二
%を超えない限り、刑事罰を課さ
れないこととなります。

次に、貸金業法は、同法第四三
條第一項において、債務者が、任
意に、利息として利息制限法の制
限を超える利息を支払い、かつ、
利息や返済期間・返済回数等の法
定事項を記載した法定書面を全て
債務者に交付するという厳格な要
件を満たしたときは、利息制限法
の制限を超過する利息の支払いも
有効な弁済とみなすとしています。

そのため、出資法の上限以下で、上記の要件を満たすならば、利息制限法の制限を超えて利息をとることも可能ということになります。

5 しかし、貸主が借主から過払金の返還を請求された場合、利息制限法を超える利息の支払が有効であるというためには、貸主が、上記のような厳格な要件を主張し、立証しなければなりません。

まず、債権者からの厳しい取立てをされている債務者が、本当の意味で任意に、利息制限法の制限を超える利息を支払うことはそもそも考えられません。

また、通常、長期間反復継続的に行われる消費貸借契約について、法定書面を一回の貸付及び返済のたびに交付するということは容易ではありませんし、交付したとしても全てについて交付したことを立証することは困難です。

そのため、訴訟になった場合に、上記のように有効な利息の支払であると認められることは減多にあります。

6 もっとも、過払金を請求するためには、借主としても、貸金業者との間の取引を正確に再現して、正確にいかなる額の過払金が発生しているか明らかにしたいところです。

しかし、貸金業者からの借入及び返済は、通常、長期間、反復継続的に行われるため、債務者が、全ての取引を完全に再現することができるだけの契約書・領収書・振込明細等を保存していることはあり得ません。

そのため、過払金の返還を請求するためには、貸金業者が保存している取引履歴の開示が決定的に重要になります。

これに対し、消費者金融業者も当然、取引履歴を開示すれば、過払金を請求されると分かっているため、なかなか取引履歴の開示要求に応じてきません。開示したと思ったら一部だけの開示であったりします。

取引履歴の開示は義務ではないと強硬に開示を拒否する貸金業者もありました。

この、取引履歴の開示が義務であるか否かについては、金融庁の事務ガイドラインにおいて、取引履歴の開示を請求された場合には協力するよう規定されていますが、明文で取引履歴の開示義務を認めないため、過去、下級審の裁判で何度も争われていました。前述の判決は、この争いに決着を付けたものとして実務上重要な判例です。

7

すなわち、この判例は、貸金業

法が、貸金業者に、業務帳簿の作成義務を課しているところ、その趣旨を、貸金業者と債務者との間の貸付けに関する紛争の発生を未然に防止し又は生じた紛争を速やかに解決することを図ることにあり、とした上で、一般に、債務者は、債務内容を正確に把握できない場合には、弁済計画を立てることが困難となったり、過払金があるのにその返還を請求できないばかりか、更に弁済を求められてこれに応ずることを余儀なくされるなど、大きな不利益を被る可能性があるのに対して、貸金業者が保存している業務帳簿に基づいて債務内容を開示することは容易であり、貸金業者に特段の負担は生じないとして、「貸金業者は、債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、その開示要求が濫用にわたると認められるなど特段の事情のない限り、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、保存している業務帳簿（保存期間を経過して保存しているものを含む。）に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負うものと解すべきである。」と判示しました。

さらに、この判例は、「貸金業

者がこの義務に違反して取引履歴の開示を拒絶したときは、その行為は、違法性を有し、不法行為を構成するものというべきである。」として、開示拒否に対する慰謝料請求を認めました。

8

上記判例により、取引履歴の開示が義務であることが明確に認められ、不開示については慰謝料も認められるとされましたので、今後は、貸金業者もスムーズに開示要求に応じることが期待されます。そのため、多重債務に苦しむ人々の救済もよりスムーズに行えることになり、その意味で、本判決は画期的なものであります。

9

ただ、私がこの判例を読んで、抱いた感想は、別のところにあります。

それは、法定の要件を満たしていないにもかかわらず、利息制限法を超える利息を請求・受領し、挙句の果てに、金融庁の事務ガイドラインにおいて、協力するよう要請されている取引履歴の開示に対し、明文の法律がないと言う理由のみで拒否してきた、消費者金融業者等のコンプライアンスの欠如は甚だしいということです。

近時、コンプライアンスという言葉をよく耳にします。コンプライアンスとは、法令遵守と言われ

ますが、そこという法とは、法律よりももう少し広く、倫理のようなものも含みます。

コンプライアンスの観点からは、企業活動や社会生活を行っていく上で、明文の法を守っていれば良いというものではなく、その背景にある倫理的な規範についても遵守することを意識しなければなりません。黒でなければ良いというのではなく、グレーもできるだけ回避するという意識が必要です。

このような意識を持つことは大変難しいことであり、皆様の周りにもコンプライアンスの欠如と言われても仕方がないような状況は多々あります。

しかし、皆様も、法律の規制のぎりぎりのところを通ってしまい、後に痛い目を見ないよう、日々コンプライアンスを心掛けていただければと思います。

(のなか てつや)

おとこびやうと論は、願ひにたつた。

戸根 住夫



一七年前に裁判所をやめた際、「これで合議の苦勞もなくなる」と肩の荷を降ろした気分だった。個々の裁判官により事情と感じ方はまち

まちだろうが、私の場合、ある時期、裁判前の合議に少なからぬストレスを感じていた。

合議は、評議と評決によって成り立つが、骨格は、各裁判官の意見交換によって裁判所としての統一的意思の形成をはかる評議であって、大概の事案ではこれで裁判の内容が決まり、裁判官の意見対立が解消しない場合にはじめて多数決原理による評決となる。評議の過程は、事案と裁判所の構成によってまちまちであ

る。見識の高い各裁判官がいずれも事案の内容と問題点をしっかり把握して率直に自己の意見を開陳し、「三人寄れば文殊の知恵」ということわざどおり、ときに他の裁判官の説得や自説の修正もまじえ、互いに協調して討議を遂げ、裁判所としての統一的意見形成をはかるのだといいたいが、現実には、なかなか単純なものではない。争点が少ない事件でしっかりした裁判官が一人でもいると、他の人は、法律に強くても弱くてもたいていはよけいな口出しをしないから、評議はちゃんともとまる。検察官や外交官の出身者も含む裁判官構成の最高裁判所がむずかしい民事事件の判決をしている背景事情は、おそらくそんなところだろう。反対に困るのは、意固地の裁判官が構成員の中にいるときで、しばしば合議が紛糾し、他の裁判官が精神衛生上よろしくない思いをすることになる。この例は、かなり多い。最高裁判所の発足当初、個性が強い年寄りの(生理的にも?)他人の意見が耳に入らない裁判官たちが、職務熱心で合議の際に自説を強調するあまり、しよつちゅう互いに大声で罵り合い、六法全書を投げつけた事例もあるという(当時の裁判官自身が述べていることだから、間違いはないだろう)。先輩、同僚の意見にひたすら従順な

主体性欠如の裁判官もよろしくない。数十年前大阪高等裁判所に、時々ユニークな判決文を書くので有名な刑事の裁判長がいた。ある恋愛心中の生き残りに対する判決で、「恋愛心中の由来は、古事記、万葉の時代に溯る」という前置きで、古典の原文を引用し現代語訳を添えて古えの事案を詳しく紹介した上、「昔は恋愛心中にも万やむをえぬ事情があったかもしれないが、わが国の現代社会では恋愛、婚姻の自由が法的にも保障されているのだから、想いが遂げられそうもないといつて心中の途を選ぶのは、権利意識に欠ける馬鹿で同情に値いせず、刑の執行猶予に適しない」という趣旨を延々と説示したのである。そういう論理が成り立つのかどうか、ちよつと変な感じだが、豊かな教養と堂々たる所信披露の様には敬服のほかなく、近頃こういう個性的な判決があまり見られないのは、少々淋しい気がする。ただここで私がいいたいのは、これは合議裁判所の判決だったから、陪席裁判官中の少なくとも一人が、この格調高き(?)判決文を提唱した裁判長に同調したに違いないので、彼の見識を非常に疑うということだ。

裁判の評議は複数裁判官の共同作業だから、それぞれが独自の個性をもっていても互いに気心が通じ合っ

ていることが望ましい。ところが、大概はまじめで温厚な裁判官の中にも、法律の勉強がちょっと苦手の人、考え方がどうも大雑把な人、自分の意見をあまりはつきり言わないか言えない人、自信過剰の人、高圧的な物の言い方をする人、感情が顔に出

がちの人、妙な個性が強くて付き合いくらいの人などがかなりいるし、一人一人は正常でも二人以上寄り合うとお互いの相性が悪く、えてして評議がぎこちなくなる例もある。とにかく裁判所にいると、こういう類の話がしょっちゅう耳に入る。だから、個々の裁判官の性格を把握し、特にむずかしい人の配置には目立たぬ形で気を遣い、(ときには合議が不要のポストに行ってもらい) 裁判部の構成を考えることは、高裁長官や地裁所長の大切な仕事となっている。私は、冒頭で在官中に合議でストレスを感じたと書いたが、これは、私の指導力、包容力の不足にも原因があったし、特に悩んだ時期は長くなく、在官期間をおしなべると、心労の度合いが永年勤続裁判官の平均値よりも高かったとはいえないと思う。それでも、任官したての判事補が、自信過剰であり権威のない筋から仕入れた生半可な理解に基づく自説にこだわり、むきになって私の意見にケチをつけたときや、日頃の言動

で周囲との協調性に問題のあった陪席裁判官が、しょっちゅう私を愚弄するぶしつけな言辞を投げかけ、私の意見が気に入らぬと嫌悪感を顔いっばいにあらわにしたのには、全くいやになったものだ。

ところで、近頃裁判員制度なるものが、官僚的司法を批判し国民に開かれた司法を賛美する俗耳に聞こえのよいムード論を背景として、あれよあれよという間に国会も通り数年後の施行待ちとなつてしまった。これは、素性も教養度も問わずくじで選ばれた素人に裁判官と対等で刑事事件の審理、判決に関与させるもので、私は刑事の専門家ではないから偉そうには言えないが、前代未聞の奇怪な制度に思える。元最高裁判事の香川保一氏、元東京高裁判事の久保太郎氏、新潟大学教授の西野喜一氏は、それぞれの論文や対談記事で、この制度が憲法違反だと断定しているが、いずれも非常に筋の通った論調だし、ほかにも多数の法律家が、黙っていても違憲の確信ないし疑惑を抱いていることは、まず間違いない。また、この制度には違憲の疑惑以外にも問題点がゴマンとあるから、施行されても必ずや遠からず、具体的事件で各種多様のとてつもない混乱の事態が続発するだろう。前段からの続きで、裁判の合議を

中心に記述する。合議が裁判官だけの場合でも大変なことは前述した。

裁判所や弁護士会が肝入りで啓蒙のため開いている裁判員を加えた模擬裁判などでは、(私は、これまで全く見たことがなく、今後見る気もないが) おそらく、裁判員の全員が裁判長の適切な指導の下に司法の一翼を担う使命感に燃え、裁判官と一体となり熱心に審理と評議に当たつて無上の充実感にひたり、めでたしめでたしと妥当な判決内容に到達しているのだろう。しかし、いつもそんな結構づくめの筋書きどおりに事が運ぶはずはない。裁判員は自分の希望でこれになつたわけでなく、くじ運が悪く選任されて自分の仕事や生活のペースが乱され、「これはかなわん」と思う人が多いはずだ。そういう人たちに裁判官と同水準の裁判への使命感をもてというのは無理な相談で、仕事ぶりがチャランポランでも仕方がないだろう。性格異常や認知症でまともな判断ができない裁判員がいるかもしれない。素性の悪いやくざ、極端なアナキスト、オウム真理教もどきの偏執的信条の持主などの参入も、本人が事前に正体を明かさないと排除しきれまい。裁判長がこんな人たちをうまく導き審理と評議に参加させて合議をまとめ上げる心労の度合いは、ヘソ曲がりや

意固地の陪席裁判官が相手の場合の比ではなく、とてもじゃないだろう。そしてこうした心労も、参入した裁判員の資質などに問題があった事件では報いられず、判決の結論も変になりがちだ。「骨折り損のくたびれもうけ」と笑つて済ませる事態ではない。

裁判官も人間だから、はつきりいつて、進んでこの苦難に立ち向かうことに生きがいを感じる殊勝な人よりも、これを敬遠したい人の方がずっと多いはずだ。ちなみに、裁判官にとって自分がどの分野の事件を担当するかは大きな関心事で、本人の希望も、(ごり押しで駄々をこねヒンシュクを買つた人の例もあるが) その資質や執務歴と裁判所全体の都合との兼ね合いで斟酌してもらえる。今でも民事と比較すると刑事事件の担当を好まぬ人が多いのだが、裁判員制度がこの傾向をさらに押し進めるに違いない。

ところで、裁判官の中に裁判員制度が憲法違反と考えている人がいても不思議でなく、むしろ当然だが、その人たちは、制度施行後に刑事合議事件の担当から逃げられないと、どういふ行動を選択するだろうか。輝かしい司法の伝統の下で独立の精神に燃える裁判官を侮つてはいけない。香川氏と久保氏も発生の可能性を指摘している事態だが、いくら

かの合議裁判所は、内に秘めた違憲判断の核弾頭を具体的事件の手続過程でやおら爆発させ、裁判員の手続関与を断固排除するかもしれない。

いずれにせよ裁判員制度は、あれこれと問題が多すぎて成功の見込みが薄いと思えるし、各界のPRもその甲斐なく、世論調査の結果では事前の評判もよろしくない。だから今からでも、これを維持すべきか廃止すべきかについて各界の法曹が論議を尽くすのが一番だろう。もともと制度施行の影響をもろに受ける現職の裁判官たちからは、今の時点でホンを徴することがむずかしい。自由を物を与えるのは弁護士のはずだが、その旧ボス連中が変なムード論を掲げて制度採用の音頭をとった経緯であり、後継者たちが推進の旗振りをしており、その他大勢の声は、まだほとんど聞こえてこない。

(とね すみお)

事務局から

小野 和也

前号から事務員一名の異動がありましたので、改めて事務局スタッフの氏名(現在の担当弁護士)を紹介させていただきます。

下の写真右から

小野 和也 (担当Ⅱ全般)
木村 和由 (担当Ⅱ津田禎三)
津田 典子 (担当Ⅱ津田尚廣)
津田 禎三
上久保香奈 (担当Ⅱ野中徹也)
藤井 秀一 (担当Ⅱ北野了考)



大西 敦子 (担当Ⅱ戸根住夫)

今後とも、事務所一同職務に奮励努力いたす所存でございますので、皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう、謹んでお願い申し上げます。

(おの かずや)

編集後記

一、当事務所主催の勉強会は、平成一七年四月五日に津田尚廣弁護士が臨床心理士の山中祥匡先生を招き「紛争と深層心理」というテーマで、同年九月一日に野中徹也弁護士が「ネットトラブル」というテーマで、それぞれ行われました。

二、当事務所主催の第三六回徹真会ゴルフコンペが、今年も一〇月三十一日(月)に大津カントリークラブで開催されます。

また、新会社法の成立にともない、当事務所でも「新会社法連続セミナー」を本年一月八日(火)午後四時より毎週火曜日四週連続で大阪JABビル三階大会議室にて行うこととなりました。これまでの会社法制度が大幅に変更されておりますので、奮ってご参加下さい。

三、近時は、新会社法にとどまらず、私が本号で紹介した動産譲渡登記制度など重要な新法制定、法改正が目白押しです。今後、当事務所主催の勉強会などを通じ、適宜、皆様に情報提供できればと考えておりますので、ご期待下さい。

(ぎたの あきたか)